5 被災地で活動する弁護士

被災３県の弁護士は、自ら被災しながらも、震災直後から、電話や避難所に赴いての法律相談など、被災者支援活動に尽力した。また、他の弁護士会からも多くの弁護士が法律相談に参加し、その人数は、岩手県において約 1,300 人、宮城県へ約 300 人、福島県へ約 970 人にもなる（2011 年 6 月末までの延べ人数）。特に被害の大きかった沿岸部では、ひまわり基金法律事務所や法テラスに赴任していた、または新たに赴任した弁護士が活躍した。震災後になると、被災自治体に任期付公務員として赴任する弁護士や、新たに被災地に常駐して活動する弁護士も現れた。日弁連は、新たに常駐する弁護士に補助金を支給するなどして支援している。

資料2-2-6-5　被災３県におけるひまわり基金・法テラス法律事務所の設置状況

（2019 年 10 月 1 日現在）